第１４回千葉市行政不服審査会

１　日　時：令和２年７月６日（月）　午後２時００分～

２　場　所：千葉市役所議会棟３階第４委員会室

３　出席者：

（１）審査会委員

宮武淳委員、木幡達雄委員、齊藤愛委員

（２）事務局

宮本総務部長、大塚政策法務課長、吉岡政策法務課長補佐、渡邊政策法務課主査、熊谷政策法務課主任主事、渡辺政策法務課主事

４　議　事：

（１）千葉市行政不服審査会会長及び同副会長の選任

（２）諮問第８号「精神障害者保健福祉手帳の更新の不承認決定に関する件」

（３）諮問第９号「市税等の換価の猶予取消処分に関する件」

（４）諮問第１０号「市税等の徴収猶予不許可処分に関する件」

５　議事の概要：

（１）会長及び副会長の選任

会長に宮武委員、副会長に木幡委員が選任された。

（２）上記諮問事件につき調査審議

６　会議経過：

（大塚政策法務課長）　それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから、第１４回千葉市行政不服審査会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また天気が悪い中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

私は、政策法務課長の大塚でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、事前にご案内しておりますとおり、議事（１）のみ、公開の会議として開催しております。

４月１日から新たな任期となり、委員を改めて委嘱させていただきました。引き続きよろしくお願いいたします。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

総務部長の宮本でございます。

（宮本総務部長）　宮本でございます。よろしくお願いいたします。

（大塚政策法務課長）　続きまして、政策法務課長補佐の吉岡でございます。

（吉岡政策法務課長補佐）　よろしくお願いいたします。

（大塚政策法務課長）　続きまして、政策法務課主査の渡邊賢一でございます。

（渡邊政策法務課主査）　よろしくお願いいたします。

（大塚政策法務課長）　続きまして、政策法務課主任主事の熊谷でございます。

（熊谷政策法務課主任主事）　よろしくお願いいたします。

（大塚政策法務課長）　続きまして、政策法務課主事の渡辺一弥でございます。

（渡辺政策法務課主事）　よろしくお願いいたします。

（大塚政策法務課長）　なお、本日は出席しておりませんが、ほかに担当の主任主事といたしまして、竹原という者がおりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

ここで、総務部長の宮本より、ご挨拶させていただきます。

（宮本総務部長）　改めまして、本年４月に総務部長として着任いたしました宮本でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本日出席を賜りまして誠にありがとうございます。今回は、委員改選後、初めての審査会となります。引き続き、本審査会の委員をお引き受けいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、平成２８年７月に改正行政不服審査法が施行されてから、早いもので４年がたっております。新たに導入された審理員制度、審査会制度も定着してきたところでございます。また、６月に開催された千葉市議会においては、改正法施行後、初めて地方自治法に基づき、退職手当不支給処分についての審査請求に関する諮問を行ったところでございます。

市長に対する審査請求の件数につきましては、平成３０年度が１７件、令和元年度も１７件、そして今年度は６月末までで３件となっております。新型コロナウイルス感染症対策による影響で、審査会の開催が若干延期となったこともありまして、本日は諮問３件について、ご審議を頂くところでございます。

委員の皆様方には、引き続き専門的なお立場から忌憚のないご意見、またご指導を賜りますようにお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（宮本仮議長）それでは、自席で申し訳ございません。引き続き、会長の選任までの間、仮議長ということで務めさせていただきます。まず、定足数でございますが、本日は過半数の委員の皆様方の出席を頂いておりますので、千葉市行政不服審査法施行条例第６条第２項の規定により、本審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

◆議事（１）　千葉市行政不服審査会会長及び同副会長の選任

（宮本仮議長）　それでは、議事（１）千葉市行政不服審査会会長及び同副会長の選任でございます。千葉市行政不服審査法施行条例第５条第２項の規定により、委員の皆様の互選で会長、副会長を選出していただくことになりますが、いかがでしょうか。

（木幡委員）　前期に引き続き、宮武委員に会長をお願いしたいと思います。

（宮本仮議長）　ただいま、木幡委員から、宮武委員を会長にとのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

（宮本仮議長）　宮武委員、よろしいでしょうか。

（宮武委員）　はい、お引き受けします。

（宮本仮議長）　それでは、宮武委員に会長をお願いしたいと存じます。会長席へのご移動をお願いいたします。

それでは、これからの議事を、宮武会長よろしくお願い申し上げます。

（宮武会長）　弁護士の宮武です。引き続き、会長職を務めますので、よろしくお願いしま

す。それでは、議事のほうを進行させていただきます。

　続いて、副会長の選任を行いたいと思いますけれども、副会長選任について、いかがいたしましょうか。

（齊藤委員）　木幡委員にお願いできたらと思います。

（宮武会長）　よろしいでしょうか。

（木幡委員）　はい。

（宮武会長）　では、木幡委員に引き続き副会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（木幡委員）　よろしくお願いします。

◆議事（２）以降非公開